

常陸太田市中小企業融資制度利子補給金

中小企業者等の金利負担の軽減化を図るため、あっせん融資^{※1} 又は、経営改善資金^{※2}の融資を受けた事業者に対し、予算の範囲内において中小企業融資制度利子補給金を交付します。

※1 あっせん融資	常陸太田市中小企業事業資金融資あっせん条例（平成 12 年常陸太田市条例第 9 号）に基づく融資
※2 経営改善資金	小規模事業者経営改善資金貸付制度要綱（平成 20 年 9 月 30 日中庁第 1 号）に基づく小口資金

対象者

令和 5 年 4 月 1 日以降にあっせん融資又は経営改善資金の融資を受けた者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で事業活動を営んでいること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものを除く。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

補給期間

あっせん融資又は経営改善資金の返済が開始された日の属する月から 12 か月間

申請期間

（令和 6 年度）

令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日までの融資について、令和 7 年 1 月 4 日から 3 月 31 日までに申請

補給金の額

申請を行う日の属する年の前年に支払ったあっせん融資の返済金（返済日までに返済を行ったものに限る。）のうち当該あっせん融資に係る利子に相当する額

（当該あっせん融資の利率が 1 パーセントを超える場合にあっては、1 パーセントに相当する額）

ただし、一度補給金の交付を受けた融資の借換えは補給金の対象としない。

補給金の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

申請書類

- ① 常陸太田市中小企業融資制度利子補給金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- ② 融資に係る金銭消費貸借契約書の写し
- ③ 融資に係る返済予定表
- ④ 振込先の口座が分かる書類の写し

【申請及びお問い合わせ先】常陸太田市 商工観光部 商工振興・企業誘致課

住所 〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690

電話 0294-72-3111 内線 621・622

Mail yuchi@city.hitachiota.lg.jp